

湯浅町観光案内マップリニューアル業務委託 仕様書

1 業務目的

一般社団法人湯浅観光まちづくり推進機構は、県内唯一の地域DMOとして国内観光客の誘客促進を図るため、湯浅町の魅力ある歴史、自然、食等をマンガ・イラスト等を通じて観光客にわかりやすく広域に発信するとともに、湯浅町を訪れる観光客に対して詳細な観光情報を提供できる観光案内マップをリニューアルする。(既存のマップはA3両面1枚。)

2 委託業務の名称

湯浅町観光案内マップリニューアル業務

3 委託期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) マップ全体の構成は、以下の内容を含めること。また、既存の観光案内マップを参考にすること。

- ・観光名所及び施設の詳細
- ・体験施設の詳細
- ・ご当地グルメ、飲食店の情報
- ・お土産
- ・温泉、宿泊施設の情報
- ・海水浴場の情報
- ・主なイベント
- ・交通アクセス など

(2) 原稿作成

(3) 編集

(4) その他マップ作成に係る必要な業務

※既存観光案内マップ裏面に記載されている店舗については、本推進機構と協力しながらヒアリングなど必要な情報収集等を行うこと。

5 成果品

本業務で納品すべき成果品は、次のとおりとする。

電子データ (CD-ROM) 1枚

※イラストレータ等加工可能なデータ及びPDFデータ

6 納入期限

平成31年3月31日 (土)

7 納品場所

一般社団法人湯浅観光まちづくり推進機構（湯浅町地方創生ブランド戦略推進課観光振興係）
和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1

8 成果品の訂正等

成果品の引き渡し以後において、明らかに受託者の責に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、すみやかに訂正、補足その他の措置を講じなければならない。

9 所有権の移転

成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、受託者から委託者に移転するものとする。

10 著作権の譲渡

本業務委託により作成されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を委託者に譲渡する。ただし、マンガキャラ等を用いる場合は、この限りでない。詳細は、別途落札者と協議する。

11 その他

受託者は提案する企画内容において、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。